

事務連絡  
平成23年8月31日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

#### 東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて(その4)

東日本大震災により被災した被保険者又は被扶養者に係る一部負担金等の免除及び保険料(税)の減免の取扱いについては、「長期避難世帯」に属する者は、一部負担金等の免除又は保険料(税)の免除を行った場合の財政支援の対象としているところです。

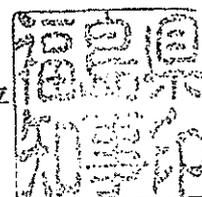
今般、「長期避難世帯」について、福島県から別添のとおり公示がされ、該当区域が追加されましたので、貴管下保険者及び被保険者等に対して情報提供いただくとともに、貴管下保険者において適切な取扱いがなされるよう御配慮願います。

公 告

平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年7月26日

福島県知事 佐藤 雄平



1 長期避難世帯の所在する区域

福島市伏拝字沼ノ上2番地の264、265、279、280、466、467、472、476、480、554、559、560、575から578まで、584、624から626まで及び628

2 長期避難世帯となった日

平成23年3月11日